

(法務委員会)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官及び一般職の職員の指定職の俸給月額に相当する裁判官の報酬月額については、据え置く。

二 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる判事補及び簡易裁判所判事の俸給については、初任給を中心におおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。

三 報酬月額改定は、平成十九年四月一日にさかのぼって実施する。